取手市長 あて

(法人名):	申請者
 表者氏名):	(代
住所:	
f) 連絡先:	(担当者

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、再エネ発電事業に関する説明会の開催に当たって、説明会に参加する「周辺地域の住民」として、他に加えるべき者がいないか、下記のとおり相談します。

再エネ発電	電源種	
事業に関す	出力	
る事項	事業の実施場所	
	(住所)	
	運転開始予定日	
説明会に関する事項	定量基準に基づく「周 辺地域の住民」の範囲	
		※定量基準の範囲内に居住する者が存在しないと考えられる場合には、その旨を記載すること。
	開催予定日時 ※未定の場合は空欄	
	開催予定場所 ※未定の場合は空欄	

- ※ 説明会において配布を予定している説明資料を添付すること。
- ※ 事業の実施場所や定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲が分かる地図等を 添付すること。
- ※ 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」付録2.「自治体意見の様式」を 添付すること。